

SHINWA NEWS

年末調整における所得税の改正

令和7年1月
(No. 24)

令和7年度の税制改正により、所得税の基礎控除や給与所得控除の見直しが行われ、新たに「特定親族特別控除」が創設されました。

今回は、令和7年分の年末調整の変更点と令和8年分以後の源泉徴収事務についてご紹介いたします。

[1] 特定親族特別控除の創設

(1) 内容

居住者が特定親族(※)を有する場合は、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じた所得控除を受けることができます。

※ 特定親族とは、次の要件を満たす親族をいいます。

- ① 居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族であること
- ② 配偶者及び青色事業専従者等に該当しないこと
- ③ その年分の合計所得金額が58万円超123万円以下(収入が給与だけの場合の収入金額が123万円超188万円以下)であること

特定親族の合計所得金額	収入が給与だけの場合の 収入金額	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下	123万円超 150万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	150万円超 155万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	155万円超 160万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	160万円超 165万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	165万円超 170万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	170万円超 175万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	175万円超 180万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	180万円超 185万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	185万円超 188万円以下	3万円

(2) 「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出

年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする場合は、その特定親族に係る氏名、生年月日、合計所得金額の見積額及び控除額を記載した「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

[2] 給与所得控除額の見直し

給与所得控除額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。この改正により、給与収入が190万円以下の方は65万円の控除を受けることができます。なお、給与収入が190万円を超える場合には、給与所得控除額に改正はありません。

[3] 基礎控除額の改正

合計所得金額に応じて、基礎控除額が次のとおり改正されました。

合計所得金額	収入が給与だけの場合の 収入金額の目安	基礎控除額	
		令和7・8年分	令和9年分以後
132万円以下	～ 200万円	95万円	
132万円超 336万円以下	200万円 ～ 475万円	88万円	
336万円超 489万円以下	475万円 ～ 665万円	68万円	
489万円超 655万円以下	665万円 ～ 850万円	63万円	
655万円超 2,350万円以下	850万円 ～ 2,545万円	58万円	58万円

[4] 扶養控除等の判定

給与所得控除額及び基礎控除額の改正により、扶養控除や配偶者控除を受ける場合における扶養親族及び同一生計配偶者の所得の要件が48万円から58万円（収入が給与だけの場合の収入金額が103万円から123万円）に引き上げられました。

要件が緩和したことで、新たに扶養親族や同一生計配偶者に該当することとなる場合には、令和7年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する必要があります。

[5] 令和8年分以後の源泉徴収事務

令和7年分までの源泉徴収事務においては、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数を基に扶養親族等の数を算定していましたが、特定親族特別控除の創設に伴い、令和8年分以後においては、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の数を基に扶養親族等の数を算定することとなりました。

① 源泉控除対象配偶者

居住者(合計所得金額の見積額が900万円以下)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除く。)で、合計所得金額の見積額が95万円以下(収入が給与だけの場合の収入金額が160万円以下)である者

② 源泉控除対象親族

イ 控除対象扶養親族
居住者と生計を一にする親族(配偶者等を除く。)で、合計所得金額の見積額が58万円以下(収入が給与だけの場合の収入金額が123万円以下)であるもののうち年齢16歳以上である者

ロ 特定親族のうち合計所得金額の見積額が100万円以下(収入が給与だけの場合の収入金額が165万円以下)である者

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。